

相続放棄・限定承認の申述の受理の有無についての照会書

受付印

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

岡山家庭裁判所 (支部) 御中

記載例

照
会
者

住所 〒○○○-○○
○○県○○市○○町○丁目○番○号 ○○マンション○号

氏名 甲 野 一 郎 印

電話番号 ○○○ (○○○○) ○○○○

担当者

添 付 書 類

(番号に○を付したもの)

- ① 照会者の身分証明書(運転免許証, パスポート, 健康保険証(保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしたもの)等)のコピー(個人の場合)
- ② 照会者の資格証明書類(法人登記事項証明書等)原本(法人等の場合)
- ③ 委任状(代理人弁護士の場合)※弁護士以外は代理人になれません。
- ④ 被相続人死亡記載のある戸籍謄本のコピー
- ⑤ 利害関係疎明資料(全てコピーで可)
(戸籍全部事項証明書写し
・相続人の場合(相続人であることを確認できる戸籍謄本等)
・債権者等の場合(契約書, 印鑑登録証明書, 不動産登記事項証明書, 判決書等)
- ⑥ 返信用封筒(郵便切手貼付, 宛先・宛名記入済みのもの)
- ⑦ 同一被相続人の過去の照会に対する回答書のコピー
- ⑧ その他 ()
※相続放棄時と照会時に氏名等に変更がある場合には, それを証する戸籍謄本のコピー

当てはまるものに○を付けてください。記載例は, 相続人からの申請の例です。

被
相
続
人
の
表
示

最後の住所

○○県○○市○○町○丁目○番○号

住民票除票や戸籍附票で確認のうえ記入してください。

本 籍
氏 名
死亡年月日

別紙被相続人等目録記載のとおり

照会対象者の表示

別紙被相続人等目録記載のとおり

照 会 の 趣 旨

上記被相続人の相続に関し, 別紙被相続人等目録記載の照会対象者について,

- ☒ 被相続人の死亡日
☐ 先順位者の放棄が受理された日(平成・令和 年 月 日)

を基準日として, 貴庁において相続放棄又は限定承認の申述が受理されたかどうかを回答してください。

照
会
を
求
め
る
理
由

【照会者の有する利害関係】

- ☒ 相続人 ☐ 債権者 ☐ その他 ()

【照会の必要性】

- ☐ 不動産競売手続に必要なため ☒ 相続放棄申述受理証明書を申請するため
☐ 訴訟を提起するため ☐ 相続財産管理人選任申立をするため

- ☐ 先順位者等の相続放棄申述受理の有無を確認するため

- ☐ 裁判所に提出するため

(提出理由:)

- ☐ その他

- (注) 1 被相続人の氏名及び死亡年月日は, 必ず戸籍の記載どおり正確に記入してください。
2 照会書類は, 回答書の日付から1年間保存していますので, 同一被相続人に関する再照会に援用することができます。

被 相 続 人 等 目 録

被 相 続 人	ふりがな	この おつたろう		
	氏名	甲野 乙太郎		
	本籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地		
	死亡年月日	☐ 推定 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☒ 令和	〇〇年〇月〇日	☐ 頃 ☐ から ☐ ()
照会対象者の氏名		申述の受理の有無	有の場合の事件番号等	
1	乙島 花子 (旧姓 甲野)	☐ 有 ☐ 無 ☐ 調査不能	平成 令和 平成 令和 年(家)第 号 年 月 日受理 ☐ 限定承認 ☐ 相続財産管理人	戸籍の記載どおり正確に記入してください。 婚姻等による変動がある場合には、旧姓なども記入してください。
2	甲野 二郎	☐ 有 ☐ 無 ☐ 調査不能	令和 年(家)第 号 年 月 日受理 ☐ 限定承認 ☐ 相続財産管理人	
3		☐ 有 ☐ 係属中 ☐ 無 ☐ 調査不能	平成 令和 平成 令和 年(家)第 号 年 月 日受理 ☐ 限定承認 ☐ 相続財産管理人	
4		☐ 有 ☐ 係属中 ☐ 無 ☐ 調査不能	平成 令和 平成 令和 年(家)第 号 年 月 日受理 ☐ 限定承認 ☐ 相続財産管理人	
5		☐ 有 ☐ 係属中 ☐ 無 ☐ 調査不能	平成 令和 平成 令和 年(家)第 号 年 月 日受理 ☐ 限定承認 ☐ 相続財産管理人	
6		☐ 有 ☐ 係属中 ☐ 無 ☐ 調査不能	平成 令和 平成 令和 年(家)第 号 年 月 日受理 ☐ 限定承認 ☐ 相続財産管理人	
(裁判所使用欄)				
備考				
※記入上の注意について 1 太線枠内に記入し、□については該当するものにレを付してください。 2 記入された文字情報についてのみ調査しますので、各項目は必ず戸籍の記載どおり正確に記入してください。				
※回答事項について 1 □にレを付したものが該当事項です。 2 「□限定承認」にレのないものは、相続放棄申述受理事件です。 3 限定承認申述受理事件の場合には、「□相続財産管理人」にレのある方が相続財産管理人です。 4 照会時から31年以上前に申述の有無については、調査不能です				